



FINANCIAL SERVICES AGENCY
GOVERNMENT OF JAPAN

3-2-1 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100-8967 Japan

Dr. Thomas Bauer
Chief of the Board of Directors
Financial Market Supervisory Authority
Laupenstrasse 27
3003 Bern
Switzerland

Thomas Bauer 殿

日本国金融庁とスイス連邦金融市場監督機構間の
協力枠組みに関する書簡交換

日本国金融庁（以下「金融庁」という。）は、互いの市場におけるイノベーションを促進することを目的として、スイス連邦金融市場監督機構（以下「FINMA」という。）と協力したいと考える。金融サービスにおけるイノベーションのグローバルな性質に鑑みると、互いの情報を共有できるようにすること、及び互いの市場に金融革新者が効率的に参入できるようにすることは、とりわけ重要である。

そのため、本書簡に記されているように、金融サービスにおけるイノベーションについてFINMAとの協力を強化できることを大変喜ばしく思う。

本書簡は、金融庁の意図を表明するものであって、金融庁又はFINMAに対し、何らかの法的拘束力ある義務を負わせるものではない。また、本書簡は、それぞれの国の法令に基づく金融庁又はFINMAの権限に何ら影響を与えるものではない。

本書簡交換（以下「EoL」という。）は、既存のEoLに沿って、それらを補完する形で運用される。本書簡は、金融庁とFINMA間の既存のEoLに取って代わるものではない。

1. 定義

本協力枠組みにおいて、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、以下の文言は以下の意味を有するものとする。

「許可」とは、免許、登録、承認、許可等、企業をいずれかの当局の規制範囲下に置き、関連する当局の管轄において、金融サービスの提供や金融商品の発行に係るビジネスを営むことができる権限を与えることをいい、「許可された」についてもこれに対応する意味を有する。

「当局」とは、金融庁又はFINMAをいう。両方あわせて「両当局」という。

「支援基準」とは、紹介当局が受入当局に金融革新者を紹介する際に金融革新者が満たさなければならない、紹介当局における基準のことをいう。

「機密情報」とは、本協力枠組みに基づいて当局が入手した非開示情報を意味する。

「金融革新者」とは、両当局のいずれかの市場において革新的な金融サービスを提供する若しくは提供の見込みのある企業を意味し、また、イノベーション支援機能を通じて当局から支援を受けている又は受ける資格のある企業を意味する。

「イノベーション支援機能」とは、各当局に設置された、それぞれの市場における金融サービスのイノベーションの支援に特化した仕組みをいう。

「受入当局」とは、金融革新者の紹介の受入れや当該紹介に関連する情報を受ける当局をいう。

「紹介当局」とは、金融革新者を受入当局に紹介する当局をいう。

「規則等」とは、当局の管轄において適用されるあらゆる規制又は規制上の要請をいう。

2. 目的

2. 1. 本協力枠組みの目的は、互いの当局のイノベーション支援機能間の協力や紹介に係る枠組みを提供することである。当該枠組みは、両当局が互いのイノベーション支援機能に金融革新者を紹介することを可能とする紹介制度を中心とする。また、当該枠組みは、両当局がそれぞれの市場におけるイノベーションについての情報をいかに共有し使用するかについても定めるものである。
2. 2. 両当局は、相互に協力する枠組みを提供することにより、金融サービスにおけるイノベーションがそれぞれの市場において強化されると信じている。両当局間の強化された協力は、金融革新者による他方の管轄への参入及び革新的金融サービスの提供を促進する。

3. 両当局によって提供されるフィンテック機能

3. 1. 金融庁は、日本の当局として利用者保護を確保する一方、日本の金融市場の金融サービスにおけるさらなる利用者利便につながるイノベーションを促進する。金融庁は金融革新者の市場参入を妨げうる不必要な規制上の障壁を取り除くため措置を講ずる。以下を含む特定の支援を提供することで、金融革新者は、日本の金融市場に迅速にアクセスできるようになる。
 3. 1. 1. 金融革新者の事業に関する、ワンストップの連絡先窓口として金融庁に設立された「フィンテックサポートデスク」
 3. 1. 2. 金融庁内の関係部局間と協力し、フィンテックサポートデスクは、金融イノベーションを促進するため、金融規制の適用といったフィンテック関連事業に係る事項についての相談及び情報交換を通じて、金融革新者を支援する。
 3. 1. 3. 概念実証段階にある金融機関及び金融革新者の革新的計画を支援する目的で、2017年9月に設置された「フィンテック実証実験ハブ」として知られるイノベーションハブ。当該イノベーションハブは、さらなる利用者利便と企業の生産性につながる。
 3. 1. 4. イノベーションハブとして機能するフィンテック実証実験ハブは、予想される使用事例のため試験調査を促す上で、金融機関同様に金融革新者の支援を必然的に伴う。
3. 2. FINMAは、スイス金融市場におけるイノベーション及び競争力を促進する。FINMAは金融革新者の市場参入を妨げうる不必要な規制障壁を着実に取り除いている。以下を含む特定の支援を提供することで、金融革新者がスイス金融市場に迅速にアクセスできるようにする。
 3. 2. 1. 金融革新者のための唯一の連絡先窓口としてのフィンテックデスク
 3. 2. 2. 金融革新者がスイスの規制枠組みを理解し、また彼らのビジネスモデルが許可を要するか否か確認するための特定の支援

3. 2. 3. 事前又は本来の許可手続き、あるいは両方の手続き、における金融革新者のための専用の連絡先窓口
3. 2. 4. スイス又は海外のいずれに所在するかに関わらず、全ての金融革新者に対する支援

4. 原則

4. 1. 両当局は、本協力枠組みに定める範囲内で、最大限の可能な相互支援を互いに提供することを意図する。本協力枠組みは、両当局の意図を表明するものであって、いかなる執行可能な権限を生じさせるものでもなければ、拘束力のある法的義務を生じさせるものでもない。また、権限の遂行にあたって両当局の裁量をいかなる形においても束縛するものではない。本協力枠組みは、それぞれの当局の国内法や規則に従って運用し、何ら日本又はスイスにおいて施行され又は適用されている法令や規制上の要請を修正するものでも取って代わるものでもない。

5. 協力の範囲

情報共有

5. 1. 両当局は、必要に応じ、適用される国内法や規制等に従いつつ、以下について情報交換する。
 5. 1. 1. 金融サービスのイノベーションに関する規制・政策上の課題
 5. 1. 2. 台頭する市場の趨勢及び発展
 5. 1. 3. フィンテックに関するその他関連事項
5. 2. パラグラフ6. 2に基づき、両当局は、適用される国内法や規則等に従いつつ、紹介当局からイノベーション支援機能を通じて支援のために受入当局に紹介された金融革新者についてのさらなる情報を共有することを約束する。
5. 3. 両当局は、以下についての重大な変更について、互いに通知する。
 5. 3. 1. パラグラフ5. 4に基づき紹介当局から紹介された金融革新者に対する、受入当局のイノベーション支援機能より提供された支援
 5. 3. 2. 両当局の支援の基準

紹介制度

5. 4. 両当局は、互いに他方当局の管轄において活動することを望む金融革新者を紹介する。各当局は、他方の管轄区域を出身とする金融革新者に対し、自身の管轄区域を出身とする金融革新者への支援と同水準の支援を提供する。紹介された金融革新者に提供される支援は、パラグラフ3に記載される。
5. 5. 紹介当局は、申請手続き前に受入当局のイノベーション支援機能の支援を受ける金融革新者が許可要件を満たすことも満たさないこともありうることを、及びイノベーション支援機能を通じた支援を提供する際に、受入当局は金融革新者が最終的にその管轄における許可要件を満たすかどうかについて意見を表明するものではないことを、を認識する。

フィンテックや革新的金融サービスに関する協議及び専門知識の共有

5. 6. 両当局の代表者は、フィンテックや革新的金融サービスに関して、面会又は電話会議を開催し、また必要な場合には、共通の関心事項について議論し経験を共有することを意図する。

5. 7. 確認されうる諸条件に従うことを条件として、各当局が適当と認める場合に、その職員に対し、他方当局に専門的知見や知識を共有するため、プレゼンテーションや研修会を開催することを認めうる。

6. 許容される使用方法及び機密保持

6. 1. 両当局は、機密情報を取り扱う又は機密情報へのアクセス権限を持つ全ての者が、適用される国内法や規則等で要求される職業上または公務上の機密保持の義務に、拘束されることを確認する。
6. 2. 両当局は、開示に関し金融革新者から事前の書面合意を得ている場合にのみ、パラグラフ5. 4から5. 5における紹介に含まれる金融革新者及びその事業に関する情報を、交換することができる。
6. 3. 両当局は、他方の当局により共有された機密情報を、当該機密情報が共有された目的のためのみに、利用するべきである。
6. 4. 当局が、他方の当局から提供された機密情報を、その機密情報が提供された目的以外の目的で利用することを意図する場合、当該当局はその情報を提供した他方の当局から、事前の書面合意を得るべきである。
6. 5. 当局が法令に基づき、他方の当局から提供された機密情報の開示を求められた場合は、当該当局は、その要請に従う前に他方の当局に対して通知し、当該情報に関し利用可能なあらゆる法的例外又は特権を主張する。

7. 連絡先窓口

7. 1. 本協力枠組みにおける協力を促進するため、各当局は別添1に明記する連絡先窓口を指定する。

8. 期間

8. 1. 本協力枠組みは、締結の日から発効し、いずれかの当局から他方の当局に対して少なくとも30日前に、書面により終了を通知することにより失効する。
8. 2. 本協力枠組みの失効は、二当局間の既存のEoLに基づく義務に影響を与えるものではない。
8. 3. 本協力枠組みが失効した場合、本協力枠組みに基づき入手した情報については、パラグラフ6に定める方法により、引き続き取り扱われる。

9. 改訂

9. 1. 両当局は、必要に応じて本協力枠組みの運用を見直し、内容を更新する。両当局は、見直しについては、パラグラフ5. 4から5. 5に基づき紹介当局から紹介された金融革新者に対し、受入当局のイノベーション支援機能が提供する支援や当局の支援基準に重大な変更がある場合に、見直しが行われうることを認識する。
9. 2. 本協力枠組みは、両当局が書面で合意した場合には、修正することができる。

我々は、本書簡に沿って強化された協力が、金融庁とFINMAとの間における相互に有益な関係につながるものと確信している。

敬具

金融庁長官

森 信親

署名_____

日付_____